

国民健康保険のお知らせ



問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3160 ☎229-5001

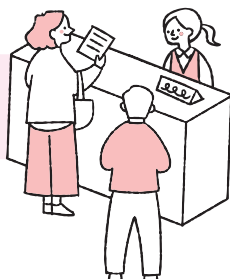
国民健康保険(以下「国保」)の資格確認書の有効期限は7月31日です。8月以降に医療機関で提示する資格確認書などについてご案内します。

資格確認書などを送付

マイナ保険証(健康保険証として利用登録されたマイナンバーカード)を保有していない人には「資格確認書」を7月上旬に送付します。8月以降に医療機関等を受診する際は、窓口で新しい資格確認書を提示してください。

マイナ保険証を保有している人は、引き続きご利用ください。また、70歳以上のマイナ保険証を保有している人には「資格情報のお知らせ」を7月上旬に送付します。

国保に入っている人が職場の健康保険等に加入するとき(被扶養者も同様)は、国保の離脱手続きが必要です



限度額認定証の申請を

限度額適用(標準負担額減額)認定証の有効期限は、毎年7月31日です。8月以降も継続して必要となる場合は、7月中旬以降に認定証の交付申請をしてください。

なお、マイナ保険証を利用して医療機関の窓口等で限度額情報の提供に同意する場合は、認定証の交付申請なしで、自動的に自己負担限度額までの支払いとなります(70歳未満で保険料に滞納がある場合を除く)。

ただし、オンライン資格確認が導入されていない医療機関等で受診する場合や、過去12カ月(住民税非課税世帯に属していた期間に限る)の入院日数が合計90日を超え、食事療養費の減額認定を受ける場合は、マイナ保険証を利用する場合でも認定証の申請が必要です。

保険料納入通知書を送付

令和8年度保険料納入通知書を7月上旬に納付義務者である世帯主宛てに送付します。今年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まったことにより、従来の保険料とあわせて子ども・子育て支援金が徴収されます。

保険料の計算方法について詳しくは、同封の「令和8年度 わたしたちの国保」または市ウェブサイトをご覧ください。子ども・子育て支援金制度については、同封のリーフレットまたはこども家庭庁のホームページをご覧ください。



こども家庭庁

令和7年中の所得が未申告の場合は、正しく保険料が計算されません。該当者には「令和8年度国民健康保険所得申告書」を送付していますので、収入の有無にかかわらず提出してください。

納付方法

保険料の納付方法は、普通徴収(納付書払い、口座振替)と特別徴収(年金からの天引き)があります。

普通徴収で口座振替でない世帯には納付書を同封しますので、納期限内にお支払いください。

特別徴収は、一定の条件を満たした世帯のみ対象となります。新たに特別徴収になった世帯は、7月から9月は普通徴収、10月以降は特別徴収で納めることになります。

なお、納付方法は変更となる場合もあるため、必ず納付書の有無を確認し、納期限までにお支払いください。

また、口座振替にすると、納付期日に登録口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがありません。新たに口座振替を希望する場合は、金融機関で手続きをしてください。